

令和 7 年度 介護保険サービス事業者自主点検表

【訪問介護・第1号訪問事業】

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地	〒 川越市		
電話番号		e-mail	
開設法人の名称			
開設法人の代表者名			
管理者名			
記入者名		記入年月日	

川越市福祉部指導監査課 電話番号：049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp

自主点検表記入要領

1 自主点検表の対象

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等運営指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 記入方法

(1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

(2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。

(3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。

(4) 「はい・いいえ」等の判定については、ブルダウン方式により選択するか、手書き等により○で囲ってください。

(5) 判定について該当する項目がないときは、「該当なし」を選択又は記入してください。

(6) 根拠法令に旧予防条例等の記載がある項目について、「訪問介護」は「第1号訪問事業」、「要介護」は「要支援」及び「居宅サービス計画」は「介護予防サービス計画」等、適宜必要に応じて読み替えるものとします。

法令等（根拠法令の欄は、次を参照してください）

略 称	名 称
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚令36）
平24条例46	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第46号）
平25規則34	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第34号）
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企25）
旧予防条例	平成27年条例第11号による改正前の川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
旧予防規則	平成27年規則第29号による改正前の川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

略 称	名 称
平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告19）
平12老企36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企36）
旧予防報酬基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
旧予防報酬留意事項	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
総合事業実施要綱	川越市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）
平27厚労告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚労省告示第94号）
平27厚労告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚労告第95号）
平27厚労告96	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚労告第96号）
士士法	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）
士士法施行規則	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年12月15日厚生省令第49号）
令6厚労告84	介護保険法施行規則第140条の63の6第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年3月15日厚生労働大臣告示第84号）
令6老認発4	介護保険法施行規則第140条の63の6第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和6年3月15日老認発0315第4号）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
第1－1 基本方針			
1 基本方針	(訪問介護) 訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行っていますか。 (第1号訪問事業) 第1号訪問事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	はい・いいえ	平25規則34第4条
		はい・いいえ・該当なし	旧予防規則第4条
第1－2 人員に関する基準			
1 用語の定義	○ 「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務延時間数を、常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする）で除することにより、従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が訪問介護員と訪問看護職員を兼務する場合、訪問介護員の勤務延時間数には、訪問介護員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。 ○ 「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」といいます。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」といいます。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」といいます。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限ります。）、の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制		平11老企25第2・2(1)
			平11老企25第2・2(3)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」といいます。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 ○ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 ※ 非常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めません。 ※ 常勤の従業者の休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱います。		平11老企25第2・2(4) 平成14年度報酬改定Q&A問1 平成14年度報酬改定Q&A問1
2 基本的事項（労働時間の管理）	従業員の労働時間（始業・終業時刻）は、次のいずれかの方法により適正に把握されていますか。 ① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録 ② タイムカード、I Cカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録 ○ ①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」4（3）に定める措置を講じる必要があります。 ○ 労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、<u>3年間</u>保存しなければなりません。（経過措置後は5年間）	はい・いいえ	労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日付け基発0120第3号） 労働基準法第109条
3 訪問介護員等	(1) 事業所ごとに訪問介護員等を、常勤換算方法で2.5人以上配置していますか。 ○ 登録訪問介護員等についての勤務延時間数の算定は次のとおりの取扱いとします。 ① 前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいいます） ② サービス提供の実績がない事業所については、確実に稼働できる時間として勤務表に明記された時間数（現実と乖離したものではありません） (2) 訪問介護員等は、次のいずれかに定める者ですか。 ① 介護福祉士 ② 看護師等（看護師、准看護師） ③ 実務者研修修了者 ④ 介護職員初任者研修課程を修了した者 ⑤ 生活援助従事者研修を修了した者（生活援助中心型サービスのみに従事可能） ○ 介護職員の研修課程等の見直しに係る施行規則の一部改正の施行の際（平成25年4月1日）、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する1級課程及び2級課程（旧課程）を修了している者については、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。 また、施行の際、旧課程を受講中の者であって、施行後に当該研修課程を修了したものについても、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。	はい・いいえ はい・いいえ	平24条例46第4条第1項 旧予防条例第4条第1項 平11老企25第3・1・1(1)② 法第8条第2項 施行令第3条 施行規則第22条の23

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等																											
4 サービス提供責任者	○ 指定訪問介護事業と指定第1号訪問事業とを同一の事業所で一体的に運営している場合には、指定訪問介護事業又は指定第1号訪問事業どちらかの人員基準を満たすことをもって双方の基準を満たしているものとみなすことができます。 (1) 常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としていますか。 (利用者の数に応じて常勤換算方法によることができます) ○ サービス提供責任者の具体的取扱は、次のとおりとします。 ① 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。 ② 利用者の数については、前3月の平均値を用います。この場合、前3月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、3で除した数とします。なお、新規事業者又は再開した事業所については、適切な方法により利用者の数を推定するものとします。 ③ 通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算します。 ○ 記入月前月までの、各月の実利用者数を記入してください。	はい・いいえ	平24条例46第4条第6項 旧予防条例第4条第5項 平24条例46第4条第2項 旧予防条例第4条第2項 平11老企25第3・1・1(2)① 平24条例46第4条第3項 旧予防条例第4条第3項																											
	<table border="1"> <tr> <td>前年度実利用者数</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		前年度実利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月															
	前年度実利用者数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																
	<table border="1"> <tr> <td>今年度実利用者数</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		今年度実利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月															
今年度実利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																		
○ 利用者の数に応じて常勤換算方法によることができるとされましたが、その具体的取扱は以下のとおりです。なお、非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達している者でなければなりません。 ① 利用者の数が40人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができます。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を40で除して得られた数（小数第1位に切り上げた数）以上とします。 ② ①に基づき、常勤換算方法とする事業所については、次に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置してください。 ア 利用者の数が40人超200人以下の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上 イ 利用者の数が200人超の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数（1の位に切り上げた数）以上		平11老企25第3・1・1(2)②																												
<u>(2) (1)の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合において、サービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上としていますか。</u>	はい・いいえ	平24条例46第4条第5項 旧予防条例第4条第5項																												
○ 「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1月あたり30時間以内であることをいいます。		平11老企25第3・1・1(2)③																												

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	○ 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合は、居宅基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものです。 ・訪問介護員の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。 ・利用者情報（訪問介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。 ・利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること。 この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、(1)の規定に関わらず、平11老企25「別表二」に示すサービス提供責任者数を配置するものとします。		
	※ 障害福祉サービスである居宅介護等の指定を受ける場合の事業所全体のサービス提供責任者の配置は、以下のいずれかの員数以上とします。 ① 当該事業所における訪問介護等及び居宅介護等（重度訪問介護については利用者が10人以下の場合に限る）の利用者数の合計40人ごとに1以上 ② 訪問介護等と居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数の合計数以上 ※ 訪問介護等におけるサービス提供責任者が、居宅介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。		平成24年度報酬改定 Q&A問2
	(3) サービス提供責任者については、訪問介護員等のうち、次のいずれかに該当する専従で常勤の職員から選任していますか。 ① 介護福祉士 ② 看護師等（看護師、准看護師） ③ 実務者研修修了者 ④ 旧介護職員基礎研修課程を修了した者 ⑤ 訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 ○ サービス提供責任者は、専ら訪問介護の職務に従事する者でなければなりません。同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。この場合、それぞれの職務については、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者については、それぞれの事業所における常勤要件を満たします。	はい・いいえ	平24条例46第4条第4項 厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者 (H24厚労告第118号)
5 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ○ ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はありません。 ① 当該事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定訪問介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	はい・いいえ	平24条例46第5条 旧予防条例第5条 平11老企25第3・1・1(3)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。		
第1－3 設備に関する基準			
1 設備及び備品等	(1) 事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画を設けていますか。 ○ 当該事業所で他の事業を行う場合、業務に支障がないときは訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 (2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。 ○ 相談スペースについては、専用部屋を設けることが望ましいですが、専用部屋を設けず事務室等と一体となっているときは間仕切り等で外部からの視界を遮る等、利用者のプライバシー保護に努めてください。 (3) 訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮していますか。 ○ それぞれの事業の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。 ◎ 指定訪問介護事業と指定第1号訪問事業とを同一の事業所で一体的に運営している場合には、指定訪問介護事業又は指定第1号訪問事業どちらかの設備基準を満たすことをもって双方の基準を満たしているものとみなすことができます。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平25規則34第5条第1項 旧予防規則第5条第1項 平11老企25第3・1・2(1) 平11老企25第3・1・2(2) 平11老企25第3・1・2(3) 平24規則34第5条第2項 旧予防規則第5条第2項
第1－4 運営に関する基準			
1 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進	法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 ※ 介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。 ※ この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。	はい・いいえ	平24規則34第3条第4項 平12厚告19第3条第4項 令6厚労告84第2条第4項 平11老企25第3・1・3(1)
2 内容及び手続きの説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ○ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 訪問介護員等の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等	はい・いいえ	平24条例46第6条 旧予防条例第6条 平11老企25第3・1・3(2)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	○ 同意は、利用者及び訪問介護事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。 ○ 従業員の職種、員数及び職務の内容について、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合は、居宅基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。		
3 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ○ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 ○ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。	はい・いいえ	平24条例46第7条 旧予防条例第7条 平11老企25第3・1・3(3)
4 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ	平25規則34第7条 旧予防規則第7条
5 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 (2) 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第8条第1項 旧予防規則第8条第1項
		はい・いいえ	平25規則34第8条第2項 旧予防規則第8条第2項
6 要介護認定の申請に係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 (2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第9条第1項 旧予防規則第9条第1項
		はい・いいえ・該当なし	平25規則34第9条第2項 旧予防規則第9条第2項
7 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第10条 旧予防規則第10条
8 居宅介護支援事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（「居宅介護支援事業者等」といいます。）との密接な連携に努めていますか。 (2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第11条第1項 旧予防規則第11条第1項
		はい・いいえ	平25規則34第11条第2項 旧予防規則第11条第2項

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。また、居宅介護支援事業者の情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 ○ 第1号訪問事業については、施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を関係する市町村に届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明する等の必要な援助を行ってください。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第12条 旧予防規則第12条
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	はい・いいえ	平25規則34第13条 旧予防規則第13条
11 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 ○ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	はい・いいえ	平25規則34第14条 旧予防規則第14条 平11老企25第3・1・3(8)
12 身分を証する書類の携帯	訪問介護員等に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携帯させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ○ 証書等には、当該訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	はい・いいえ	平25規則34第15条 旧予防規則第15条 平11老企25第3・1・3(9)
13 サービスの提供の記録	(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 ○ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするために、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 ○ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ① 訪問介護の提供日 ② サービスの内容（例えば身体介護、生活援助、通院等乗降介助の別） ③ 保険給付の額 ④ その他必要な事項 (2) サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記載するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法(例:利用者の用意する手帳等)に記載するなどにより、その情報を利用者に対して提供していますか。	はい・いいえ はい・いいえ	平25規則34第16条第1項 旧予防規則第16条 平11老企25第3・1・3(10)① 平25規則34第16条第2項 旧予防規則第16条第2項

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
14 利用料等の受領	○ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は2年間保存しなければなりません。		平11老企25第3・1・3(10)②
	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	はい・いいえ	平25規則34第17条第1項 旧予防規則第17条第1項
	○ 法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。		平11老企25第3・1・3(11)①
	(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第17条第2項 旧予防規則第17条第2項
	○ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、法定代理受領サービスであるサービスに係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。 なお、そもそも介護保険給付の対象となる訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ① 利用者に、当該事業が訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ③ 会計が訪問介護の事業の会計と区分されていること。		平11老企25第3・1・3(11)②
	(3) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第17条第3項 旧予防規則第17条第3項
	○ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。		平11老企25第3・1・3(11)③
	(4) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第17条第4項 旧予防規則第17条第4項
	(5) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	はい・いいえ	法第41条第8項
	(6) (5)の領収証には当該サービスに係る費用及びその他の費用の額について、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	はい・いいえ	施行規則第65条
	○ 医療控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護をあわせて利用している者）の領収書には、医療費控除の額及び居宅介護支援事業者の名称を記載してください（「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」平成12年6月1日老発第509号・平成25年1月25日改正を参照）。		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
15 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第18条 旧予防規則第18条
16 指定訪問介護の基本取扱方針	(1) 訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はい・いいえ	平25規則34第19条第1項 旧予防規則第33条第1項
	(2) 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第19条第2項 平11老企25第3・1・3(13)① 旧予防規則第33条第2項
	○ 提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図ってください。		
	(第1号訪問事業のみ) (3) 利用者が可能な限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	はい・いいえ	旧予防規則第33条第3項
	(第1号訪問事業のみ) (4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。	はい・いいえ	旧予防規則第33条第4項
17-1 指定訪問介護の具体的取扱方針(訪問介護)	(第1号訪問事業のみ) (5) 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	はい・いいえ	旧予防規則第33条第5項
	(1) サービスの提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	平24条例46第7条の2第3号 平25規則34第20条第1号
	(2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	平24条例46第7条の2第3号 平25規則34第20条第2号
	(3) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。	はい・いいえ	平24条例46第7条の2第1号
	(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ	平24条例46第7条の2第2号
	○ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておく必要があります。 なお、居宅基準第39条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければなりません。		平11老企25第3・1・3(13)③
	(5) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい・いいえ	平24条例46第7条の2第3号 平25規則34第20条第3号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
17-2 指定訪問介護の 具体的取扱方針 (第1号訪問事業)	○ 常に新しい技術を習得する等の研鑽を行ってください。		平11老企25第3・1・3(13)②
	(6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。	はい・いいえ	平24条例46第7条の2第3号 平25規則34第20条第4号
	(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	はい・いいえ	旧予防規則第34条第1号
	(2) サービス提供責任者は、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「訪問型サービス計画」）を作成していますか。	はい・いいえ	旧予防規則第34条第2号
	(3) 訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	はい・いいえ	旧予防規則第34条第3号
	(4) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	旧予防規則第34条第4号
	(5) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	旧予防規則第34条第5号
	(6) サービスの提供に当たっては、訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとしていますか。	はい・いいえ	旧予防規則第34条第6号
	(7) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとしていますか。	はい・いいえ	旧予防規則第34条第7号
	(8) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていませんか。	はい・いいえ	令6厚労告84第40条第8号
	(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ	令6厚労告84第40条第9号
	(10) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい・いいえ	旧予防規則第34条第8号
	(11) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。	はい・いいえ	旧予防規則第34条第9号
	(12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。	はい・いいえ	旧予防規則第34条第10号
	(13) 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	旧予防規則第34条第11号
	(14) 訪問型サービス計画の変更の際も(2)から(13)までに従い実施していますか。	はい・いいえ	旧予防規則第34条第12号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
18 訪問介護計画の作成	(1) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成していますか。	はい・いいえ	平25規則34第21条第1項
	○ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にしてください。		平11老企25第3・1・3(14)①
	○ 訪問介護計画には、次の内容を明らかにしてください。		平成21年度報酬改定Q&A問21
	① 援助の方向性や目標		
	② 担当する訪問介護員の氏名		
	③ サービスの具体的内容 （「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号）」を参照のこと）		
	④ 所要時間		
	⑤ 日程 等		
	(2) 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成していますか。	はい・いいえ	平25規則34第21条第2項
	○ 訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。		平11老企25第3・1・3(14)②
	(3) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	平25規則34第21条第3項
	○ サービス提供責任者は、サービスの実施状況や評価についても利用者又はその家族に説明を行ってください。		平11老企25第3・1・3(14)③
	(4) サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	平25規則34第21条第4項
	○ 交付した訪問介護計画は、2年間保存しなければなりません。		平11老企25第3・1・3(14)④
	(5) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第21条第5項
	(6) (1)～(4)の規定は、訪問介護計画の変更についても準用していますか。	はい・いいえ	平25規則34第21条第6項
	(7) サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが、当該訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っていますか。	はい・いいえ	平11老企25第3・1・3(14)⑤
	(8) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	はい・いいえ	平11老企25第3・1・3(14)⑥
19 サービスの提供に当たっての留意点（第1号訪問事業のみ）	(1) サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	旧予防規則第35条

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
20 介護職員等による喀痰吸引等について	① 介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。 ② 自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。		
	(1) 介護職員等がたんの吸引等を実施していますか。 (以下「はい」の場合のみ点検してください。)	はい・いいえ・該当なし	士士法第48条の2、48条の3、48条の5、附則第3条、第4条第2項
	(2) 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。 (3) 認定特定行為従事者は何人いますか。 ○ 社会福祉士法及び介護福祉士法施行規則第1条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはなりません。 (4) 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。 (5) 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。 ⇒ 登録している行為に○をつけてください。 (たん吸引) ☐ 口腔内 ☐ 鼻腔内 ☐ 気管カニューレ内 (経管栄養) ☐ 胃ろう又は腸ろう ☐ 経鼻経管栄養 (6) たん吸引等の業務について、次のとおり実施していますか。 ① 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けている。 ② 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成している。 ③ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ている。 ④ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っている。 ⑤ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催している。 ⑥ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしている。	はい・いいえ ⇒ 人 はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	士士法施行規則第26条の2、第26条の3、附則第4条、第5条 平成23年6月22日老発第0622第1「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布について」第6・2・1 平11老企25第3・1・3(21)②
21 同居家族に対するサービス提供の禁止	訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせていませんか。	はい・いいえ	平24条例46第8条 旧予防条例第8条
22 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第22条 旧予防規則第19条

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
23 緊急時等の対応	① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。 訪問介護員等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平25規則34第23条 旧予防規則第20条
24 管理者及びサービス提供責任者の責務	(1) 管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っていますか。 (2) 管理者は、当該事業所の従業者に、平24条例46第6条から第10条の2まで及び平25規則34の第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 ○ 管理者の責務は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定訪問介護事業所の従業者に居宅基準第2章第4節（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、従業者に、運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うことです。 (3) サービス提供責任者は、訪問介護計画作成のほか、次に掲げる業務を行っていますか。 ① 訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。 ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 ③ 居宅介護支援事業者等（地域包括支援センター等）に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。 ④ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。 ⑤ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 ⑥ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 ⑦ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 ⑧ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 ⑨ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。 ○ サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介護サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的にとらえるのではなく、訪問介護事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の取得及び能力の向上に努めなければなりません。 ○ 複数のサービス提供責任者を配置する訪問介護事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、事業所として当該業務を適切に行うことができているときは、必ずしも1人のサービス提供責任者が当該業務のすべてを行う必要はありません。 ○ サービス提供責任者は居宅介護支援事業者等（地域包括支援センター等）に対して、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこととされていますが、情報の提供は、サービス担当者会議等を通じて行うことも差し支えありません。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平25規則34第24条第1項 旧予防規則第21条第1項 平25規則34第24条第2項 旧予防規則第21条第2項 平11老企25第3・1・3(17) 平25規則34第24条第3項 旧予防規則第21条第3項 平11老企25第3・1・3(17)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	必要な情報の内容については、例えば、 ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している ・薬の服用を拒絶している ・使いいきらないうちに新たに薬が処方されている ・口臭や口腔内出血がある ・体重の増減が推測される見た目の変化がある ・食事量や食事回数に変化がある ・下痢や便秘が続いている ・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない 等の利用者の心身又は生活状況に係る情報が考えられますが、居宅介護支援事業者等に対して情報提供する内容は、サービス提供責任者が適切に判断することとします。なお、必要な情報の提供については、あらかじめ、サービス担当者会議等で居宅介護支援事業者等と調整しておくことが望まれます。 ○ 訪問介護員等であって、指定訪問介護に従事したことがない者について、初回訪問時にサービス提供責任者が同行するなどのOJTを通じた支援を行ってください。また、緊急時の対応等についてもあらかじめ当該訪問介護員等に指導してください。 ○ 生活援助従事者研修修了者である訪問介護員等が所属している訪問介護事業所のサービス提供責任者は、当該訪問介護員等が生活援助中心型しか提供できないことを踏まえ、利用者の状況を判断の上、生活援助中心型のみ利用している利用者に対する指定訪問介護に従事させることなど、適切な業務管理を行ってください。		平11老企25第3・1・3(18)
25 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項 ○ ②従業員の職種、員数及び職務の内容について、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。（居宅基準第8条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とします。） ○ ④の「指定訪問介護の内容」とは、身体介護、生活援助、通院等乗降介助等のサービスの内容を指すものです。 ○ ④の「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問介護に係る利用料（1割又は2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない訪問介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問介護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 ○ ⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ○ ⑦の「虐待の防止のための措置に関する事項」については、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容としてください。	はい・いいえ	平25規則34第25条 旧予防規則第22条
			平11老企25第3・1・3(19)①
			平11老企25第3・1・3(19)②
			平11老企25第3・1・3(19)③
			平11老企25第3・1・3(19)④
			平11老企25第3・1・3(19)⑤

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
26 介護等の総合的な提供	○ 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えありません。		平11老企25第3・1・3(19)
	訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下「介護等」という)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏していませんか。	はい・いいえ	平25規則34第26条 旧予防規則第23条
27 勤務体制の確保等	○ 「偏している」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当します。		平11老企25第3・1・3(20)
	○ 通院等のための乗車又は降車の介助を行う訪問介護事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければなりません。		
	(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第27条第1項
	○ 原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしてください。		平11老企25第3・1・3(21)① 旧予防規則第24条第1項
	(2) 当該事業所の訪問介護員等によってサービス提供をしていますか。	はい・いいえ	平25規則34第27条第2項
	○ 当該事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指します。		平11老企25第3・1・3(21)② 旧予防規則第24条第2項
	(3) 訪問介護員等の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	はい・いいえ	平25規則34第27条第3項
	○ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。		平11老企25第3・1・3(21)③ 旧予防規則第24条第3項
	(4) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じていますか。	はい・いいえ	平25規則34第27条第4項 令6厚労告84第25条第4項
	※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第11条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」といいます。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。		平11老企25第3・1・3(21)④
	イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」といいます。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等						
	a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イの必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業者が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれからの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいです。								
28 業務継続計画の策定	(1) 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ○ 「業務継続計画」 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (2) 訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施していますか。 <table><tr><td>研修実施日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>訓練実施日</td><td>年 月 日</td></tr></table> <table><tr><td>周知方法</td><td></td></tr></table> (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をしていますか。 ※ 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定訪問介護の提供を受けられるよう、指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、登録訪問介護員等を含めて、訪問介護員等その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。	研修実施日	年 月 日	訓練実施日	年 月 日	周知方法		はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平24条例46第8条の2第1項 令6厚労告84第26条第1項 平24条例46第8条の2第2項 令6厚労告84第26条第2項 平24条例46第8条の2第3項 令6厚労告84第26条第3項 平11老企25第3・1・3(22)①
研修実施日	年 月 日								
訓練実施日	年 月 日								
周知方法									

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、居宅基準第30条の2に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしてください。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		平11老企25第3・1・3(22)② 平11老企25第3・1・3(22)③ 平11老企25第3・1・3(22)④
29 衛生管理等	(1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 (2) 訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等の感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じていますか。 ○ 手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 (3) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平25規則34第28条第1項 旧予防規則第25条第1項 平11老企25第3・1・3(23)① 平25規則34第28条第2項 旧予防規則第25条第2項

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等				
30 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知していますか。	はい・いいえ	平24条例46第8条の3第1号 令6厚労告84第27条第3項第1号				
	○ 委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができます。						
	<table><tr><td rowspan="2">委員会開催日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>年 月 日</td></tr></table>	委員会開催日	年 月 日	年 月 日			
	委員会開催日		年 月 日				
		年 月 日					
<table><tr><td>周知方法</td><td></td></tr></table>	周知方法						
周知方法							
(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	平24条例46第8条の3第2号 令6厚労告84第27条第3項第2号					
(3) 事業所において、訪問介護員等に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。	はい・いいえ	平24条例46第8条の3第3号 令6厚労告84第27条第3項第3号					
	<table><tr><td>研修実施日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>訓練実施日</td><td>年 月 日</td></tr></table>	研修実施日	年 月 日	訓練実施日	年 月 日		
研修実施日	年 月 日						
訓練実施日	年 月 日						
	※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとしてください。各事項について、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（「感染対策委員会」といいます。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（「感染対策担当者」といいます。）を決めておく必要があります。 なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	平11老企25第3・1・3(23)②					

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市介護保険課等の関係機関との連携、報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 登録訪問介護員等を含めて、訪問介護員等その他の従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしてください。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
31 掲示等	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ○ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、訪問介護員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等をいいます。 (2) 重要事項を記載したファイル等を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に閲覧させることで、掲示に代替していますか。 (3) 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 (令和7年4月1日から上記の措置を講じることが義務付けられます。) ○ 指定訪問介護事業所は、原則として、重要事項を当該指定訪問介護事業者のウェブサイトに掲載しなければなりません。ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。なお、指定訪問介護事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要があります。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平25規則34第29条 旧予防規則第26条 令6厚労告84第28条 平11老企25第3・1・3(24)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等											
32 秘密保持	イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 ロ 訪問介護員等の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、担当職員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 ハ 前年度に介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である訪問介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第32条第3項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいものです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第1項の規定による掲示は行う必要がありますが、これを書面や電磁的記録による措置に代えることができます。													
	(1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ○ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	はい・いいえ	平24条例46第9条第1項 旧予防条例第9条第1項											
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。 ○ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。	はい・いいえ	平24条例46第9条第2項 旧予防条例第9条第2項 平11老企25第3・1・3(25)②											
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ○ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。	はい・いいえ	平24条例46第9条第3項 旧予防条例第9条第3項 平11老企25第3・1・3(25)③											
	(4) 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「個人情報に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省)」(以下「ガイダンス」)に基づき、入所者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 ⇒ 貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。	はい・いいえ	個人情報保護法 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス											
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">安全管理措置</td> <td>規定の整備 (規定の名称：)</td> </tr> <tr> <td>組織体制の整備</td> </tr> <tr> <td>研修の実施</td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第三者提供に係る記録の方法</td> <td>その都度記録を作成</td> </tr> <tr> <td>一括して記録を作成</td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> </tr> <tr> <td>苦情対応窓口の有無</td> <td>有・無 (部署名：)</td> </tr> </table>	安全管理措置	規定の整備 (規定の名称：)	組織体制の整備	研修の実施	その他 ()	第三者提供に係る記録の方法	その都度記録を作成	一括して記録を作成	その他 ()	苦情対応窓口の有無	有・無 (部署名：)		
	安全管理措置		規定の整備 (規定の名称：)											
			組織体制の整備											
			研修の実施											
		その他 ()												
第三者提供に係る記録の方法	その都度記録を作成													
	一括して記録を作成													
	その他 ()													
苦情対応窓口の有無	有・無 (部署名：)													
○ 「個人情報の保護に関する法律」の概要														
① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと(法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除く。)														

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	② 個人情報とは適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること ③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること（安全管理措置の取組例については「ガイダンスⅢ 4（2）」を参照） ④ 第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること（保存期間は個人データの作成方法による。最長3年） ⑤ 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること ⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること ○ 改正個人情報保護法（H29.5.30施行）では、5,000件以下の個人情報取扱事業者も対象となりました。 ○ 用語の定義 ・ 個人情報・・・・・・生存する個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号（DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等）が含まれるもの ・ 個人データ・・・・・・個人情報データベース等を構成する個人情報 ・ 要配慮個人情報・・・本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報 ○ 個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。		
33 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていないですか。	はい・いいえ	平25規則34第30条 旧予防規則第27条
34 不当な働きかけの禁止	居宅サービス計画（介護予防サービス計画及びケアプラン）の作成又は変更に関し、介護支援専門員又は被保険者（地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員又は居宅要支援被保険者等）に対して、指定訪問介護事業者と居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）が同一法人等である場合や同一の建物等に所在する場合において、当該利用者の状況を勘案することなく、自らが提供する訪問介護サービスを居宅サービス計画に位置付けるよう働きかけるなど、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることなどの働きかけを行っていないですか。	はい・いいえ	平25規則34第30条の2 令6厚労告84第33条

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
38 事故発生時の対応	(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護の提供を行うよう努めていますか。 ※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する訪問介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者（要支援者等）に訪問介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、基準第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者（要支援者等）にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第33条第2項 令6厚労告84第34条第2項 平11老企25第3・1・3(29)②
	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ○ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。	はい・いいえ	平24条例46第10条第1項 旧予防条例第10条第1項 平11老企25第3・1・3(30)①
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ○ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ○ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。	はい・いいえ	平24条例46第10条第2項 旧予防条例第10条第2項 平11老企25第3・1・3(30)
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ○ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	はい・いいえ	平24条例46第10条第3項 令6厚労告84第35条第3項 平11老企25第3・1・3(30)②
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	はい・いいえ	平11老企25第3・1・3(30)③
	(1) 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 ○ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。 ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条4項
39 虐待の防止	(2) 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第20条
	(3) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	平24条例46第10条の2第1号 令6厚労告84第36条第1項第1号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等				
	○ 委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができます。 <table border="1"> <tr> <td>委員会開催日</td><td>年 月 日</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>周知方法</td><td></td></tr> </table>	委員会開催日	年 月 日	周知方法			
委員会開催日	年 月 日						
周知方法							
	(4) 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	平24条例46第10条の2第2号 令6厚労告84第36条第1項第2号				
	(5) 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。 <table border="1"> <tr> <td>研修実施日</td><td>年 月 日</td></tr> </table>	研修実施日	年 月 日	はい・いいえ	平24条例46第10条の2第3号 令6厚労告84第36条第1項第3号		
研修実施日	年 月 日						
	(6) (3)から(5)までの措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 <table border="1"> <tr> <td>担当者名</td><td></td></tr> </table>	担当者名		はい・いいえ	平24条例46第10条の2第4号 令6厚労告84第36条第1項第4号		
担当者名							
	※ 次に掲げる観点から事業所における虐待の防止に関する措置を講じてください。 ・虐待の未然防止 訪問介護事業者は、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ・虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」といいます。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。		平11老企25第3・1・3(31)				

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ② 虐待の防止のための指針 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内職員研修での研修で差し支えありません。		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任します。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		
40 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ○ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ① 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号） ② 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日老高発0329第1号） ③ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号）	はい・いいえ	平25規則34第34条 旧予防規則第31条 平11老企25第3・1・3(32)
41 記録の整備	(1) 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 (2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ① 訪問介護計画 ② 上記17-2(9)の身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ③ 上記38(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ④ 上記13(2)の提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑤ 上記22の市町村への通知に係る記録 ⑥ 上記36(2)の苦情の内容等の記録 ※ なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。	はい・いいえ はい・いいえ	平25規則34第35条第1項 旧予防規則第32条第1項 平25規則34第35条第2項 旧予防規則第32条第1項 平11老企25第3・1・3(33)
42 電磁的記録等	(1) 電磁的方法により、作成、保存を行っている書面がありますか。 ○ 作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及び規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいいます。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（被保険者証の関係及び(2)に規定するものを除きます。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができます。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第232条第1項 平11老企25第5・1 令6厚労告84第70条第1項 令6老認発4第4・1

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	(2) 電磁的方法により、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものを行う際は、相手方の承諾を得ていますか。 ○ 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」といいます。）のうち、条例及び規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができます。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第232条第2項 平11老企25第5・2 令6厚労告84第70条第2項 令6老認発4第4・2
第2 共生型訪問介護に関する基準			
1 準用	「第1－1 基本方針」、「第1－2 人員に関する基準（‘3訪問介護員等’を除く。）」、「第1－3 設備に関する基準」、「第1－4 運営に関する基準」については、訪問介護事業と同様に取り扱っていますか。 ※ 設備については、指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所（以下、この点検表において「居宅介護事業所等」といいます。）として満たすべき基準を満たしていれば足りる。	はい・いいえ・該当なし	平24条例46第10条の3 平25規則34第35条の3 平11老企25第3・1・4(2)
2 共生型訪問介護の人員基準	(1) 従業者（ホームヘルパー） 居宅介護事業所等の従業員数は、共生型訪問介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該居宅介護事業所等として必要とされる数以上配置していますか。 (2) サービス提供責任者 居宅介護事業所等の利用者（障害者及び障害児）及び共生型訪問介護の利用者（要介護者）の合計数が、40 又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としていますか。 ○ サービス提供責任者の資格要件については、居宅介護事業所等のサービス提供責任者であれば、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格要件を満たすものとします。 ○ 共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者と居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。 (3) 管理者 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ○ 共生型訪問介護事業所の管理者と居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えありません。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平24条例46第10条の3 第1号 平11老企25第3・1・4(1)① 平11老企25第3・1・4(1)② 平11老企25第3・1・4(1)③
3 共生型訪問介護の運営基準	利用者に対して適切なサービスを提供するため、訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例46第10条の3 第2号 平25規則34第35条の2
第3 基準該当訪問介護に関する基準			
1 準用	「第1－1 基本方針」及び「第1－4 運営に関する基準（8法定代理受領サービスの提供を受けるための援助、13利用料等の受領（1）、25介護等の総合的な提供、35苦情処理（5）（6）を除く）」については、訪問介護事業と同様に取り扱っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例46第14条 平25規則34第37条 旧予防条例第14条 旧予防規則第37条
2 基準該当訪問介護の人員基準	(1) 訪問介護員等 3人以上配置していますか。 (2) サービス提供責任者 (1)の訪問介護員等のうち、1人以上の者をサービス提供責任者としていますか。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平24条例46第11条第1項 旧予防条例第11条第1項 平24条例46第11条第2項 旧予防条例第11条第2項

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
3 基準該当訪問介護の設備基準	(3) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ○ 次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ① 当該事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定訪問介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。 ○ 指定訪問介護事業と指定第1号訪問事業とを同一の事業所で一体的に運営している場合には、指定訪問介護事業又は指定第1号訪問事業どちらかの人員基準を満たすことをもって双方の基準を満たしているものとみなすことができます。	はい・いいえ・該当なし	平24条例46第12条 旧予防条例第12条
	事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例46第11条第3項 旧予防条例第11条第3項
	○ 指定基準該当訪問介護事業と指定基準該当第1号訪問事業とを同一の事業所で一体的に運営している場合には、指定基準該当訪問介護事業又は指定基準該当第1号訪問事業どちらかの設備基準を満たすことをもって双方の基準を満たしているものとみなすことができます。		平25規則34第36条 旧予防規則第36条
第4 変更の届出等			
1 変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出ていますか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定訪問介護事業に関するものに限る。） ④ 事業所の平面図 ⑤ 利用者の推定数 ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑦ 運営規程 ⑧ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出てください。	はい・いいえ・該当なし	法第75条第1項 施行規則第131条
2 介護サービス情報の報告	年1回、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。 ○ 新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告します。	はい・いいえ	法第115条の35第1項

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等							
3 業務管理体制の整備	○ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象となります。 (1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 <table border="1"> <tr> <td>届出年月日</td><td></td></tr> <tr> <td>届出先</td><td></td></tr> </table> (届出先) ① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者・・・厚生労働大臣 ② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局に所在する事業者・・・主たる事務所の所在地の都道府県知事 ③ すべての指定事業所が1の都道府県に所在する事業者・・・都道府県知事 ④ すべての指定事業所が1の指定都市の区域に所在する事業者・・・指定都市の長 ⑤ 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が川越市に所在する事業者・・・川越市長（市福祉部介護保険課） ※ 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。 ※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。 ア 事業所数20未満 - 整備届出事項：法令遵守責任者 - 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 イ 事業所数20以上100未満 - 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 - 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 ウ 事業所数100以上 - 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 - 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要	届出年月日		届出先		はい・いいえ	施行規則第140条の43、44、45 施行規則第140条の39、40			
	届出年月日									
	届出先									
	(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。	はい・いいえ								
	(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。	はい・いいえ								
※ 行っている具体的な取組（例）に○をしてください。 <table border="1"> <tr> <td>☐</td> <td>介護報酬の請求等のチェックを実施</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>内部通報、事故報告に対応している</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>その他（ ）</td> </tr> </table>	☐	介護報酬の請求等のチェックを実施	☐	内部通報、事故報告に対応している	☐	業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している	☐	その他（ ）		
☐	介護報酬の請求等のチェックを実施									
☐	内部通報、事故報告に対応している									
☐	業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している									
☐	その他（ ）									
(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	はい・いいえ									

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
第5 介護給付費の算定及び取扱い			
1 基本的事項	(1) 費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費」（介護予防訪問介護においては、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防訪問介護」）により算定していますか。 (2) 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 (3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平12厚告19第1号 旧予防報酬基準第1号 平12厚告19第2号 旧予防報酬基準第2号 平12厚告19第3号 旧予防報酬基準第3号
2 身体介護	身体介護中心型については、利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助で、1人の利用者に対して訪問介護員等が1対1で行う訪問介護を行った場合に所定単位数を算定していますか。 ○ 具体例としては、例えば、「食事介助」の場合には、食事摂取のための介助のみならず、そのための一連の行為（例：声かけ・説明→訪問介護員等自身の手洗等→利用者の手拭き、エプロンがけ等の準備→食事姿勢の確保→配膳→おかずをきざむ、つぶす等→摂食介助→食後安楽な姿勢に戻す→気分の確認→食べこぼしの処理→エプロン・タオルなどの後始末・下膳など）が該当するものであり、具体的な運用に当たっては、利用者の自立支援に資する観点からサービスの実態を踏まえた取扱いとしてください。（具体的な取扱いは「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分について」（平成12年3月17日老計第10号）を参照してください。） ○ 「利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助」とは、利用者の日常生活動作能力などの向上のために利用者の日常生活動作を見守りながら行う手助けや介助に合わせて行う専門的な相談助言をいいます。 ○ 社会福祉士法及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう）の業務を行うための登録を受けている事業所が、訪問介護として行うたんの吸引等に係る報酬上の区分については「身体介護」として取り扱います。 ○ 特別な事情により、複数の利用者に対して行う場合は、全体の所要時間を1回の利用者数で除した結果の利用者1人当たりの所要時間に応じた所定単位数をそれぞれの利用者に算定することになります。	はい・いいえ	平12厚告19別表1の注2 平12老企36第2・2(1) 平成24年度報酬改定Q&A問4
3 生活援助	(1) 生活援助中心型については、単身の世帯に属する利用者又は家族もしくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる、居宅要介護者に対して行われるもの）が中心である訪問介護を行った場合に所定単位数を算定していますか。 ○ 「生活援助」とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助とされましたが、次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意してください。 ① 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為 ② 直接本人の援助に該当しない行為 ア 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当と判断される行為 ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除 ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等） ・ 自家用車の洗車・清掃 等 ・ 草むしり ・ 花木の水やり ・ 犬の散歩等ペットの世話 等	はい・いいえ	平12厚告19別表1の注3 平12老企36第2・2(1) 「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平12老振76）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
4 訪問介護の区分	イ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為 - 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え ③ 「日常生活の援助」に該当しない行為 ア 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為 - 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け - 室内外家屋の修理、ペンキ塗り - 植木の剪定等の園芸 - 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等 (2) 「生活援助中心型」の訪問介護を算定する場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載されるとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針が明確に記載されている場合に算定していますか。 ○ 「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされますが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合も含みます。	はい・いいえ	平12老企36第2・2(6)
	身体介護中心型又は生活援助中心型の適用に当たっては、1回の訪問介護において「身体介護」と「生活援助」が混在するような場合について、全体としていずれかの型の単位数を算定するのではなく、「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせで算定していますか。 ○ この場合、身体介護のサービス行為の一連の流れを細かく区分しないよう留意してください。例えば、「食事介助」のサービス行為の一連の流れに配下膳が含まれている場合に、当該配下膳の行為だけをもってして「生活援助」の1つの単独行為として取り扱いません。 ○ いずれの型の単位数を算定するかを判断する際は、まず、身体介護に要する一般的な時間や内容からみて、身体介護を構成する個々の行為を以下の3つに大きく分類します。 ① 比較的手間のかからない体位交換、移動介助、移乗介助、起床介助（寝床から起こす介助）、就寝介助（寝床に寝かす介助）等の「動作介護」 ② ある程度手間のかかる排泄介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助等の「身の回り介護」 ③ さらに長い時間で手間のかかる食事介助、全身清拭、全身浴介助等の「生活介護」 そして、その上で、以下の考え方を基本に、居宅サービス計画作成時点において、利用者が選択した居宅介護支援事業者と十分連携を図りながら、利用者の心身の状況、意向等を踏まえ、適切な型が適用されるよう留意します。 ① 身体介護中心型の所定単位数が算定される場合 - 専ら身体介護を行う場合 - 主として「生活介護」や「身の回り介護」を行うとともに、これに関連して若干の生活援助を行う場合 (例) 簡単な調理の後（5分程度）、食事介助を行う（50分程度）場合（所要時間30分以上1時間未満の身体介護中心型） ② 生活援助中心型の所定単位数が算定される場合 - 専ら生活援助を行う場合 - 生活援助に伴い若干の「動作介護」を行う場合 (例) 利用者の居室から居間までの移動介助を行った後（5分程度）、居室の掃除（35分程度）を行う場合（所要時間20分以上45分未満の生活援助中心型） 更に、訪問介護計画の作成の際に、利用者又はその家族等への説明を十分に払い、その同意の上、いずれの型かを確定する必要があります。 ○ 訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費は算定できません。	はい・いいえ	平12老企36第2・2・(2)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
5 身体介護と生活援助の混在	身体介護と生活援助が混在する場合、身体介護に生活援助を組み合わせる方式で算定していますか。 ○ 1 回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分して、それに要する標準的な時間に基づき、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせで算定することとします。 ○ 身体介護中心型の単位数に生活援助が20分以上で65単位、45分以上で 130単位、70分以上で195単位を加算する方式となりますが、1 回の訪問介護の全体時間のうち「身体介護」及び「生活援助」の所要時間に基づき判断するため、実際のサービス提供は身体介護中心型の後に引き続き生活援助中心型を行う場合に限らず、例えば、生活援助の後に引き続き身体介護を行っても構いません。 (例) 寝たきりの利用者の体位変換を行いながら、ベッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとってもらった後、居室の掃除を行う場合。 (具体的な取扱い) 「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に次のいずれかの組み合わせを算定 ① 身体介護中心型20分以上30分未満 (244単位) + 生活援助加算45分 (130単位) ② 身体介護中心型30分以上1 時間未満 (387単位) + 生活援助加算20分 (65単位) なお、20分未満の身体介護に引き続き生活援助を行う場合は、引き続き行われる生活援助の単位数の算定を行うことはできません(緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く)。	はい・いいえ	平12厚告19別表1の注7 平12老企36第2・2(3)
6 訪問介護の所要時間	(1) 訪問介護の所要時間については、実際に行われた訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間としていますか。 (2) 所要時間は、介護支援専門員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い、設定すべきものであることを踏まえ、訪問介護計画の作成時には硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮していますか。 (3) 訪問介護員等に、指定訪問介護を実際に行った時間を記録させるとともに、当該時間が(1)により算出された指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合には、サービス提供責任者に、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行わせていますか。 ○ 介護報酬の算定に当たっての時間区分を下回る状態(例えば、身体介護中心型において、標準的な時間は45分、実績は20分の場合)が1 カ月以上継続する等、常態化している場合等には、訪問介護計画の見直しが必要となります。 (4) 前回提供した訪問介護からおおむね2 時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算して算定していますか(緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合を除く)。 ※1 訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に1 回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではありません。 ※2 下記7(1)に該当する場合は、上記に関わらず、20分未満の身体介護中心型について、前回提供した指定訪問介護から2 時間未満の間隔で提供することが可能であり、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数を算定するものとします。 (5) 所要時間が訪問介護費の算定要件を満たさない場合であっても、複数回にわたる訪問介護が一連のサービス行為とみなすことが可能な場合に限っては、それぞれの訪問介護の所要時間を合計して1 回の訪問介護として算定していますか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平12老企36第2・2(4)① 平12老企36第2・2(4)② 平12老企36第2・2(4)③ 平12老企36第2・2(4)④ 平12老企36第2・2(4)⑤

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
7 20分未満の身体介護の算定	○ 例えば、午前に訪問介護員等が診察券を窓口へ提出し（所要時間20分未満）、昼に通院介助を行い、午後に薬を受け取りに行く（所要時間20分未満）とした場合には、それぞれの所要時間は20分未満であるため、それぞれを生活援助（所要時間20分以上45分未満）として算定できませんが、一連のサービス行為（通院介助）とみなして所要時間を合計し、1回の訪問介護（身体介護中心型に引き続き生活援助を行う場合）として算定できます。		平12老企36第2・2(4)⑤
	(6) 訪問介護計画に位置付けられた訪問介護の内容が、単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費を算定していませんか。	はい・いいえ・該当なし	平12老企36第2・2(4)⑥
	(7) 1人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して訪問介護を行った場合も、1回の訪問介護としてその合計の所要時間に応じた所要単位を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12老企36第2・2(4)⑦
	○ 訪問介護員等ごとに複数回の訪問介護として算定することはできません。		
	(1) 頻回の訪問として行う20分未満の身体介護中心型の算定については、以下の要件を満たしたときに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る単位数を限度として算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表1の注2
	① 身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が20未満であること		平12老企36第2・2(1)
	② 厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に届け出していること		
	③ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して行われること		
	○ 厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合すること。 ① 利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、常時対応できる体制にあること ② 事業所に係る事業者が次のいずれかに該当すること ア 事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施していること イ 事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受けようとする計画を策定していること（要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者に対して指定訪問介護を行うものに限る）		平27厚労告95第1号
	○ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 次のいずれにも該当する利用者 ① 次のいずれかに該当する者 ア 要介護1又は要介護2の利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの（「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの」とは、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとする）。 イ 要介護3、要介護4及び要介護5の利用者であって、疾病若しくは傷病若しくはそれらの後遺症又は老衰により生じた身体機能の低下が認められることから、屋内での生活に介護を必要とするもの。 ※ 「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について（平成3年11月18日老健102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）におけるランクB以上に該当するもの（当該自立度の取扱いについては、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」（以下「日常生活自立度」という。）の取扱いに準じます。） ② ①の要件を満たす利用者を担当する介護支援専門員が開催するサービス担当者会議において、1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護の提供が必要と判断されたものに対して提供される訪問介護であること。この場合、当該サービス担当者会議については、当該訪問介護の提供日の属する月の前3月の間に1度以上開催され、かつ、サービス提供責任者が参加していなければならないこと。なお、1週間のうち5日以上の日計算に当たっては、日中の時間帯のサービスのみに限らず、夜間、深夜及び早朝の時間帯のサービスも含めて差し支えないこと。 ③ 当該訪問介護を提供する訪問介護事業所は、24時間体制で、利用者又はその家族等から電話等による連絡に常時対応できる体制にあるものでなければなりません。		平27厚労告96第1号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
8 通院等乗降介助	また、利用者又はその家族等からの連絡に対応する職員は、営業時間中においては当該事業所の職員が1以上配置されていなければならないませんが、当該職員が利用者からの連絡に対応できる体制を確保している場合は、利用者に訪問介護を提供することも差し支えありません。また、営業時間以外の時間帯については、併設する事業所等の職員又は自宅待機中の当該訪問介護事業所の職員であって差し支えありません。 ④ 頻回の訪問により20分未満の身体介護中心型の単位を算定する訪問介護事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に運営しているもの又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を併せて受ける計画を策定しているものでなければならないこと（要介護1又は要介護2の利用者に対して提供する場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に運営しているものに限りす）。 ⑤ ③及び④の事項については届出を要することとされており、日中における20分未満の身体介護中心型の算定を開始する始期については、平成12年3月1日老企第36号の第1・1(5)の取扱いに準じること。 ○ 20分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合、引き続き生活援助を行うことは認められません（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く）。 ○ 頻回の訪問として提供する20分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合は、当該サービス提供が「頻回の訪問」にあたるものであることについて、居宅サービス計画において、明確に位置付けられている必要があります。		平12老企36第2・2(5)③
	(2) 20分未満の身体介護中心型については、下限となる所要時間を定めてはいませんが、提供されるサービスについては、排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって定期的に必要な短時間の身体介護を提供することを想定しています。訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴う若干の身体介護について算定していません。	はい・いいえ・該当なし	平12老企36第2・2(5)②
	(1) 利用者の通院等のため、訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先もしくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助（以下「通院等乗降介助」という）を行った場合に1回につき所定単位数を算定しています。 ○ 「通院等乗降介助」を行う場合には、「身体介護中心型」の所定単位数を算定することはできません。算定に当たっては、道路運送法等の法令等に抵触しないよう留意してください。なお、移送行為そのものすなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は、評価しません。 ○ 片道ごとの算定となります。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできません。 ○ 複数の要介護者に「通院等乗降介助」を行ったときは、乗降時に1人の利用者に対して1対1で介助を行う場合に限りそれぞれ算定できます。なお、効率的なサービス提供の観点から移送時間を極小化してください。 ○ 利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護中心型」としての「通院・外出介助」と同じものです。なお、この場合の「通院等」には、入院と退院も含まれます。 ○ サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先もしくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要します。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となりますが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とはなりません。また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先もしくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象とはなりません。 ○ 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先もしくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「身体介護中心型」として算定することはできません。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表1の注4 平12老企36第2・2(7)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「目的地（病院等）に行くための準備」や通院先での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「身体介護中心型」として算定できません。なお、1人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、1回の「通院等乗降介助」として算定し、訪問介護員等ごとに細かく区分して算定できません。 ○ 「通院等乗降介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があり、居宅サービス計画において、以下の点を明確に記載する必要があります。 ア 通院等に必要であること、その他車両への乗降が必要な理由 イ 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨 ウ 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること ○ 目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、目的地（病院等）間の移送や、通所サービス・短期入所サービスの事業所から目的地（病院等）への移送に係る乗降介助に関しても、同一の指定訪問介護事業所が行うことを条件に、算定することができます。（通所サービスは送迎未実施減算、短期入所サービスは送迎加算不可となります。） （具体的な取扱い） 居宅が始点又は終点であること及び同一の訪問介護事業所の通院等乗降介助を利用することを条件に算定します。具体例は以下のとおりです。 a 利用者が通所介護の終了後、通院等乗降介助を利用して病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合 通所介護事業所と病院の間の移送及び病院と居宅の間の移送の2回について、通院等乗降介助を算定できる。 ・居宅 ↓ ・通所介護事業所 ※帰りの送迎を行わないため 送迎減算を適用 ↓ 通院等乗降介助（1回目） ・病院 ↓ 通院等乗降介助（2回目） ・居宅 b 利用者が通院等乗降介助を利用して居宅から病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して通所介護事業所へ行く場合 居宅と病院の間の移送及び病院と通所介護事業所の間の移送の2回について、通院等乗降介助を算定できる。 ・居宅 ↓ 通院等乗降介助（1回目） ・病院 ↓ 通院等乗降介助（2回目） ・通所介護事業所 ※行きの送迎を行わないため 送迎減算を適用 ↓ ・居宅 c 利用者が居宅から通院等乗降介助を利用して複数（2か所）の病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合 居宅と病院の間の移送、病院と病院の間の移送及び病院と居宅の間の移送の3回について、通院等乗降介助を算定できる。 ・居宅 ↓ 通院等乗降介助（1回目） ・病院 ↓ 通院等乗降介助（2回目） ・病院 ↓ 通院等乗降介助（3回目） ・居宅		
（「通院等乗降介助」と「身体介護中心型」の区分）	(2) いわゆる「通院等乗降介助」を「身体介護」として算定する場合には、以下の要件を満たしていますか。 ① 要介護4又は要介護5の利用者に対するものであること ② 通院等乗降介助の前後に連続して相当の所要時間（20～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合であること ○ 運転時間は算定できません ○ 同時に「通院等乗降介助」は算定できません。 (例 (乗車の介助の前に連続して) 寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合	はい・いいえ・該当なし	平12老企36第2・2(8)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
（「通院等乗降介助」と通所サービス・短期入所サービスの「送迎」の区分）	(3) 通所サービス又は短期入所サービスにおいて利用者の居宅と当該事業所との間の送迎を行う場合には、特別の事情がない限り、「通院等乗降介助」は算定していませんか。 ○ 特別の事情とは、当該利用者の心身の状況により当該事業所の送迎車を利用することができない場合などです。 ○ 介護報酬の算定は、通所サービス（基本報酬に含まれる）又は短期入所サービス（送迎加算として算定）で行うことになります。	はい・いいえ・該当なし	平12老企36第2・2(9)
9 高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める要件 指定居宅サービス等基準第37条の2（指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合していること。 ※自主点検項目「第1-4 39 虐待の防止」を参照してください。 ○ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第37条の2（指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する場合を含む。）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。 具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。	はい・いいえ	平12厚告19別表1の注5 平27厚労告95第2号 平12老企36第2の2(10)
10 業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める要件 指定居宅サービス等基準第30条の2第1項（指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合していること。 ※自主点検項目「第1-4 28 業務継続計画の策定」を参照してください ○ 業務継続計画未策定減算については、指定居宅サービス等基準第30条の2第1項（指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとなります。 なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用となりませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。	はい・いいえ	平12厚告19別表1の注6 平27厚労告95第2の2号 平12老企36第2の2(11)
11 2人の訪問介護員による訪問介護の取扱い等	(1) 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める要件 2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合（例えば、訪問介護計画上にその理由（必要性）を記載し、同意を得ている場合など）であって、次のいずれかに該当するとき ① 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③ その他利用者の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合 ○ 上記①の場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合等が該当し、③の場合としては、例えば、エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものです。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の訪問介護員等によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、算定されません。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表1の注8 平27厚労告94第3号 平12老企36第2・2(12)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
12 早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い	○ 通院・外出介助において、1人の訪問介護員等が車両に同乗して気分の確認など移送中の介護も含めた介護行為を行う場合には「身体介護中心型」を算定し、当該車両を運転するもう1人の訪問介護員等は別に「通院等乗降介助」を算定することはできません。ただし、例えば重度の要介護者であって、利用者の状況等により、やむを得ず2人の訪問介護員等によるサービス提供が必要となった場合に限り、2人の訪問介護員等によるサービス提供時間に応じた「身体介護中心型」の200/100に相当する単位数を算定できます。		平成15年度報酬改定Q&A問28
	※ 同時に3人以上の訪問介護員等が1人の利用者に対して訪問介護を行った場合には、それぞれの訪問介護員等について訪問介護費を算定できず、2人の訪問介護員に限り算定できます。		平成15年度報酬改定Q&A問1
	(1) 夜間（午後6時～午後10時）又は早朝（午前6時～午前8時）に訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表1の注9
	○ 居宅サービス計画上又は訪問介護計画、サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定します。		平12老企36第2・2(13)
13 特定事業所加算	○ なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できません。		
	(2) 深夜（午後10時～午前6時）に訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	
	別 に 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に届け出た事業所が、利用者に対し、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、特定事業所加算(V)とその他の加算を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定することができません。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表1の注10
		(加算の種類)	
		I・II・III・IV・V	
	(1) 特定事業所加算(I)・・・所定単位数の100分の20に相当する単位数		
	(2) 特定事業所加算(II)・・・所定単位数の100分の10に相当する単位数		
	(3) 特定事業所加算(III)・・・所定単位数の100分の10に相当する単位数		
	(4) 特定事業所加算(IV)・・・所定単位数の100分の3に相当する単位数		
	(5) 特定事業所加算(V)・・・所定単位数の100分の3に相当する単位数		
	※ 特定事業所加算を算定してる事業所は、以下について点検してください。		
	(1) 特定事業所加算(I)を加算する場合には、体制要件(イ～ホ)、人材要件(イ及びロ)及び(重度要介護者等対応要件又は体制要件(へ))のいずれにも適合していますか。	はい・いいえ・該当なし	平27厚労告95第3号イ
	(2) 特定事業所加算(II)を加算する場合には、体制要件(イ～ホ)、人材要件(イ又はロ)のいずれにも適合していますか。	はい・いいえ・該当なし	平27厚労告95第3号ロ
	(3) 特定事業所加算(III)を加算する場合には、体制要件(イ～ホ)、人材要件(ハ又はニ)及び(重度要介護者等対応要件又は体制要件(へ))のいずれにも適合していますか。	はい・いいえ・該当なし	平27厚労告95第3号ハ
	(4) 特定事業所加算(IV)を加算する場合には、体制要件(イ～ホ)、人材要件(ハ又はニ)のいずれにも適合していますか。	はい・いいえ・該当なし	平27厚労告95第3号ニ
	(5) 特定事業所加算(V)を加算する場合には、体制要件(イ～ホ、ト及びチ)のいずれにも適合していますか。	はい・いいえ・該当なし	平27厚労告95第3号ホ
	○ 厚生労働大臣が定める基準及びその各要件の取扱い		
	● 体制要件(イ～チ)		
	イ すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含みます）及びサービス提供責任者に対し、訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。		平27厚労告95第3号イ(1)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	○ 「訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等及びサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。 ロ 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。 ○ この場合の「会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければなりません。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要があります。 また、会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ハ 訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。 ○ 「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。 ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 ○ 「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の訪問介護員が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとします。 ○ サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとします。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、訪問介護員等の間での引き継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保してください。 ○ 「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能です。 ○ 訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書（電磁的記録を含む）にて記録を保存しなければなりません。 ニ 当該事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。 ○ 労働安全衛生法により定期に実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。 ホ 緊急時における対応方法が利用者に明示されていること。 ○ 「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとします。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものと	平12老企36 第2の2(14)①イ 平27厚労告95 第3号イ(2)(一) 平12老企36 第2の2(14)①ロ 平27厚労告95 第3号イ(2)(二) 平12老企36 第2の2(14)①ハ 平27厚労告95 第3号イ(3) 平12老企36 第2の2(14)①ニ 平27厚労告95 第3号イ(4) 平12老企36 第2の2(14)①ホ

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	します。 へ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 a 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制を整備していること。 b 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 c 医師、看護職員（指定訪問介護事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの職員に限り、訪問介護員等、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該訪問介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する対応方針を見直しを行うこと。 d 看取りに関する職員研修を行っていること。 e 前年度又は算定日が属する月の前3月間において次に掲げる基準に適合する利用者が1人以上であること。 (i) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 (ii) 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、訪問介護員等から介護記録等利用者に関する記録を活用して行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。 ○ 看取り期の利用者の利用実績については、当該利用者が前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月間において1人以上であることをいいます。また、この場合の実績について、当該期間に指定訪問介護の提供を行った利用実人員を用いて算定するものです。 ○ 看取り期の利用者への対応体制 a 「看取り期の利用者」とは、上記aからdまでに掲げる基準に適合する事業所の e に掲げる基準に適合する利用者のことです。看取り期の利用者に対するサービスを提供する体制をPDCAサイクルにより構築かつ強化していくこととし、指定訪問介護事業所において行った看取り期の利用者への対応及び体制構築について評価するものです。 b 管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含むこととします。 ・当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方 ・訪問看護ステーション等との連携体制（緊急時の対応を含む。） ・利用者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法 ・利用者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式 ・その他職員の具体的対応等 c 看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返ること等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行います。 d 看取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行ってください。 ・利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録 ・看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 e 利用者の看取りに関する理解を支援するため、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時、介護記録等その他の利用者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、利用者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えありません。 f 指定訪問介護事業所は、入院の後も、家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つことが必要です。なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要です。		平27厚労告95第3号イ(7)(二) 平12老企36第2の2(14)③ 平12老企36第2の2(14)①へ

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	g 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要です。また、適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況等について記載しておくことが必要です。なお、家族が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、事業所は、定期的に連絡を取ることで、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要です。 h 看取り期の利用者に対するサービス提供に当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。 ト 訪問介護事業所に係る通常の事業の実施地域の範囲内であって、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第2号に規定する地域（以下「中山間地域等」という。）に居住している利用者に対して、継続的に訪問介護を提供していること。（当該利用者の居宅の所在地と最寄りの訪問介護事業所との間の距離が7キロメートルを超える場合に限る。） チ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、訪問介護員等、サービス提供責任者その他の関係者が共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること。 ○ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供体制 a 上記ト、チについては、中山間地域等において、地域資源等の状況により、やむを得ず移動距離等を要し、事業運営が非効率にならざるを得ない状況の中、指定訪問介護事業所が利用者へ継続的なサービス提供体制を構築していることについて評価するものです。 b 上記トの「通常の事業の実施地域（指定居宅サービス等基準第29条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）の範囲内であって、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）第2号に規定する地域（以下「中山間地域等」という。）に居住している利用者に対して、継続的に指定訪問介護を提供していること」とは、指定訪問介護事業所における通常の事業の実施地域の範囲内であって、中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供実績が前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの平均で1人以上であることをいいます。また、この場合の実績の平均について、当該期間に指定訪問介護の提供を行った利用実人員を用いて算定するものとします。 c 上記トの「当該利用者の居宅の所在地と最寄りの指定訪問介護事業所との間の距離が7キロメートルを超える場合に限る」とは、指定訪問介護事業所と利用者の居宅までの実際の移動に要する距離が片道7キロメートルを超える場合をいうものです。 d 上記チについては、利用者にとって必要なサービスを必要タイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するため、訪問介護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、訪問介護員等、サービス提供責任者その他地域の関係者が共同し、随時適切に見直しを行う必要があります。 ● 人材要件（イ～ニ） イ 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに旧介護職員基礎研修課程修了者及び旧1級課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 ○ 前年度（3月を除く）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出してください。ただし、生活援助従事者研修修了者については、0.5を乗じて算出してください。 なお、介護福祉士又は実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者としします。 看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされたことから、1級課程修了者に含めて差し支えありません。	平27厚労告95 第3号ホ(2) 平27厚労告95 第3号ホ(3) 平12老企36 第2の2(14)①ト 平27厚労告95 第3号イ(5) 平12老企36 第2の2(14)②イ	

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	ロ 当該事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは旧介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であること。 ただし、1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。 ○ 「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含みます。なお、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければなりません。 ハ 居宅サービス等基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の訪問介護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。 ニ 訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ○ 勤続年数要件は、次のとおりです。 a 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。具体的には、令和3年4月における勤続年数7年以上の者とは、令和3年3月31日時点で勤続年数が7年以上である者をいいます。 b 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 c 上記ニの訪問介護員等の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとします。 ○ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。 ○ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 ● 重度要介護者等対応要件 次の基準に該当すること。 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（たんの吸引等）を必要とする者の占める割合が100分の20以上であること。 ○ 前年度（3月を除く）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員又は訪問回数を用いて算出してください。 ○ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。 ○ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 ○ 「日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとします。		平27厚労告95 第3号イ(6) 平12老企36 第2の2(14)②ロ 平27厚労告95 第3号ハ(2) (一) 平27厚労告95 第3号ハ(2) (二) 平12老企36 第2の2(14)②ハ 平12老企36 第2の2(14)④イ 平12老企36 第2の2(14)④ロ 平27厚労告95 第3号イ(7)(一) 平12老企36 第2の2(14)③ 平12老企36 第2の2(14)④イ 平12老企36 第2の2(14)④ロ 平12老企36 第2の2(14)③

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
14 共生型訪問介護の 所定単位数等	○ 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者」とは、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）の行為を必要とする利用者を指すものとします。また、本要件に係る割合の計算において、たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られます。 (1) 障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供する場合、以下の区分イ～ハのとおり算定していますか。 イ 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級課程又は旧2級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む）が訪問介護を提供する場合は、所定単位を算定します。 ロ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する3級課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする）、実務経験を有する者（平成18年3月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、市長から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう）及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（これらの研修課程に相当するものとして市長が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「旧外出介護研修修了者」という）を含む）が訪問介護（旧外出介護研修修了者については、通院・外出介助（通院等乗降介助を含む）に限る）を提供する場合は、所定単位数の100分の70を算定します。 ハ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む）が訪問介護を提供する場合（早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市長がやむを得ないと認める場合に限る）は、所定単位数の100分の93を算定します。 (2) 障害福祉制度の指定重度訪問介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供する場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定していますか。 ○ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者及び重度訪問介護従業者養成研修課程修了者等による共生型訪問介護の取扱い (1) イ以外の者については、65歳に達した日の前日において、これらの研修課程修了者が勤務する指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所において、指定居宅介護又は指定重度訪問介護を利用していた高齢障害者に対してのみ、サービスを提供できます。すなわち、新規の要介護高齢者へのサービス提供はできません。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表1の注11 平12老企36第2・2(15)① 平12老企36第2・2(15)② 平12老企36第2・2(15)③ 平12厚告19別表1の注12 総合事業実施要綱別記1注8 平27厚労告95第3の2 平12老企36第2・2(16)
15 同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物もしくは同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（「同一敷地内建物等」という）に居住する利用者（訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く）又は訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。 ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する訪問介護事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する利用者を除く。）に対して訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定します。 ○ 別に厚生労働大臣が定める基準について 正当な理由なく、訪問介護事業所において、算定日が属する月の前6月間に提供した訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上であること。 ○ 定義 ① 「同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物」とは、当該訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該訪問介護事業所と有料老人ホーム等が道路等を挟んで設置している場合を含む）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指します。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表1の注12 総合事業実施要綱別記1注8 平27厚労告95第3の2 平12老企36第2・2(16)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に訪問介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。 ② 「同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）」とは、 イ 「当該訪問介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該訪問介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。 ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。また、当該訪問介護事業所が、指定相当第1号訪問事業（介護保険法施行規則第140条の63の6第1項第1号に定める基準に従い行う事業に限ります。以下同じ。）と一体的な運営をしている場合、第1号訪問事業の利用者を含めて計算します。 ③ 当該減算は、訪問介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。 （同一敷地内建物等に該当しないものの例） ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 ④ 「同一敷地内建物等」及び「同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）」の場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該訪問介護事業所の訪問介護事業者と異なる場合であっても該当します。 ⑤ 「同一敷地内建物等に50人以上居住する建物」とは、 イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該訪問介護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものです。 ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。 ⑥ 指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。以下同じ。）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合について イ 判定期間と減算適用期間 指定訪問介護事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所における指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の同一敷地内建物等に居住する利用者に提供される指定訪問介護のすべてについて減算を適用します。 a 判定期間が前期（3月1日から8月31日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。 b 判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。 ロ 判定方法 事業所ごとに、当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合を計算し、90%以上である場合に減算します。 （具体的な計算式） 事業所ごとに、次の計算式により計算し、90%以上である場合に減算 （当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち同一敷地内建物等に居住する利用者数（利用実人員））÷（当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者数（利用実人員））		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	ハ 算定手続 判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、同一敷地内建物等に居住する者へサービス提供を行う指定訪問介護事業所は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果90%以上である場合については当該書類を市長に提出することとします。なお、90%以上でなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存する必要があります。 a 判定期間における指定訪問介護を提供した利用者の総数（利用実人員） b 同一敷地内建物等に居住する利用者数（利用実人員） c ロの算定方法で計算した割合 d ロの算定方法で計算した割合が90%以上である場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由 ニ 正当な理由の範囲 ハで判定した割合が90%以上である場合には、90%以上に至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市長に提出してください。なお、市長が当該理由を不適当と判断した場合は減算を適用するものとして取り扱います。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものですが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市長において適正に判断します。 a 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合 b b判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合		
16 緊急時訪問介護加算	利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算していますか。 ○ 「緊急に行った場合」とは、居宅サービス計画に位置づけられていない（あらかじめ居宅サービス計画に位置づけられたサービス提供の日時以外の時間帯であるもの）訪問介護（身体介護中心型に限る）を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいいます。 ○ 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとします。 ○ サービス提供責任者が、事前に居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図り、当該介護支援専門員が、利用者又はその家族等から要請された日時又は時間帯に身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断した場合に加算されるものですが、やむを得ない事由により、介護支援専門員と事前の連携が図れない場合であって、事後に介護支援専門員によって、当該訪問介護が必要であったと判断された場合は加算の算定は可能です。 ○ 当該加算の対象となる訪問介護の所要時間については、サービス提供責任者と介護支援専門員が連携を図った上、利用者又はその家族等からの要請内容から、当該訪問介護に要する標準的な時間を、介護支援専門員が判断します。なお、介護支援専門員が、実際に行われた訪問介護の内容を考慮して、所要時間を変更することは差し支えありません。 ○ 当該加算の対象となる訪問介護の所要時間については、20分未満であっても、20分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能です。 当該加算の対象となる訪問介護と当該訪問介護の前後に行われた訪問介護の間隔が2時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する（所要時間を合算する必要はない）ものとします。 ○ 緊急時訪問介護加算の対象となる訪問介護の提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録してください。 ※ 本加算の特性上、要請内容からは想定できない事態の発生も想定されることから、現場の状況を介護支援専門員に報告した上で、介護支援専門員が、当初の要請内容からは想定しがたい内容のサービス提供が必要と判断（事後の判断を含む）した場合は、実際に提供したサービス内容に応じた標準時間を算定することも可能です。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表1の注16 平12老企36第2・2(20) 平成24年度報酬改定Q&A問16
17 初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の（介護予防）訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合又は訪問介護員等が初回もしくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき200単位を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表1ニ 総合事業実施要綱別記1(3)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
18 生活機能向上連携加算	○ 本加算は、利用者が過去２月間に、当該訪問介護事業所から訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるものです。 その場合の２月間とは、暦月(月の初日から月の末日まで)によるものとします。 ○ サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合については、同行訪問した旨を記録してください。 また、この場合においてサービス提供責任者は、訪問介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能です。		平12老企36第2・2(21)
	利用者に対して、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、(1)と(2)は同時に算定できません。 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。(2)においても同じ)の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、100単位を加算します。 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 利用者に対して、理学療法士等が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降３月の間、１月につき200単位を加算します。	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) Ⅰ・Ⅱ	平12厚告19別表1のホ 総合事業実施要綱別記1(4)
	① 生活機能向上連携加算(Ⅱ)について イ 「生活機能の向上を目的とした訪問介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する訪問介護の内容を定めたものでなければなりません。 ロ 訪問介護計画の作成に当たっては、訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は当該理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（サービス担当者会議として開催されるものを除く）を行い、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等とサービス提供責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という）を行うものとします。 カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、サービス提供責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えありません。 この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院のことです。 ハ イの訪問介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければなりません。 (ア) 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 (イ) 生活機能アセスメントの結果に基づき、(ア)の内容について定めた３月を目途とする達成目標 (ウ) (イ)の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標		平12老企36第2・2(22)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	(エ) (イ)及び(ウ)の目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 ニ 上記ハ(イ)及び(ウ)の達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば、当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定してください。 ホ 訪問介護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う訪問介護の内容としては、例えば、次のようなものが考えられます。 【訪問介護の例】 達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する（1月目、2月目の目標として座位の保持時間）」を設定 （1月目） 訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。 （2月目） ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。 （3月目） ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、訪問介護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う）。 【第1号訪問事業の例】 転倒の不安から閉じこもりがちになり、次第に生活機能が低下し家事の遂行が困難となった利用者に対し、訪問型サービスにおいて、「浴室とトイレの掃除を週1回、自分で行うことができること」を達成目標に設定すること。 （1月目） 利用者が、週に1回、浴室の床掃除とトイレの床掃除を行うことを目標にする。訪問介護員等は、利用者が安全に浴室とトイレの床掃除を行うことができるよう見守りを主体とした対応を行いつつ、利用者が一人で困難な部分について支援を行う。次に、掃除終了後に、床掃除に必要なしゃがみこむ動作や床からの立ち上がり動作を安定して行うことができるよう反復練習や体操の時間を設け、利用者と一緒にを行う。 （2月目） 利用者が、浴室の床と浴槽をそれぞれ隔週で、かつトイレの床及び便器を週に1回行うことを目標にする。訪問介護員等は、見守りを主体とした対応を行いつつ、利用者が一人で困難な部分について支援を行う。併せて、前月に引き続き、掃除の動作に必要な体操を利用者と一緒に行う。 （3月目） 利用者が、週に1回、浴室の床及び浴槽、トイレの床及び便器の掃除を行うことを目標とする。訪問介護員等は、見守りを主体とした対応を行う。併せて、当初から実施している体操を引き続き利用者と一緒に行う。さらに、4月目以降から、見守りを必要とせずに安全に行うことを想定して、注意が必要な点や工夫等についてわかりやすく記載したものを壁に掲示する等の準備を行う。（例えば、手が届きにくくバランスを崩しやすい箇所やその際の動作上の注意点等） なお、利用者の動作の安定に伴い、見守りの度合いは低減するため、他の援助内容を並行して行うことも可能です。（例えば、2月目以降は、利用者が掃除を行っている間に、訪問介護員等は動作の見守りと並行して調理等を行う等。） また、利用者の状況に応じて簡単な動作から複雑な動作へと適切な段階づけを行い、それぞれの動作を安全に行うために必要な体操等を行うことにより、利用者が確実に動作を行うことができるよう支援してください。（例えば、浴槽の縁をまたぐ動作を安全に行うために、片足立ちバランスや姿勢保持に必要な筋力強化の体操を取り入れる等。） また、期間を通じて、利用者が達成感を得られるよう、訪問介護員等と共に記録する日誌の作成や本人が毎日行う体操メニューを理学療法士等と共同して用意し、本人との会話や日誌を通じて把握するとともに、利用者の変化をフィードバックしながら、定着に向けて利用者の意欲が高まるようはたらきかけてください。		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	へ 本加算はロの評価に基づき、イの訪問介護計画に基づき提供された初回の訪問介護の提供日が属する月以降3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度ロの評価に基づき訪問介護計画を見直す必要があります。 なお、当該3月の間に利用者に対する訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションの提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能です。 ト 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及び達成目標を踏まえた適切な対応を行ってください。 ② 生活機能向上連携加算(Ⅰ)について ①ロ、へ及びトを除き、①を適用します。 本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上でサービス提供責任者に助言を行い、サービス提供責任者が、助言に基づき①の訪問介護計画を作成(変更)するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的実施することを評価するものです。 a ①イの訪問介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握した上で、当該指定訪問介護事業所のサービス提供責任者に助言を行います。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等とサービス提供責任者で事前に方法等を調整してください。 b 当該指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、aの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①イの訪問介護計画の作成を行ってください。なお、①イの訪問介護計画には、aの助言の内容を記載してください。 c 本加算は、①イの訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、aの助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により訪問介護計画を見直した場合を除き、①イの訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しないでください。 d 計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告してください。なお、再度アの助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能です。		
19 口腔連携強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算していますか。 ○ 別に厚生労働大臣が定める基準について イ 訪問介護事業所の従業者が、利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第2 歯科診療報酬点数表(以下「歯科診療報酬点数表」という。)の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。 ロ 次のいずれにも該当しないこと (1) 他サービスの介護事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。 (2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。 (3) 当該事業所以外のサービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表1のへ 総合事業実施要綱別記1(5) 平27厚労告95第3の3

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	○ 口腔連携強化加算の算定に係る口腔の健康状態の評価は、利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 ○ 口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関（以下「連携歯科医療機関」という。）の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談してください。なお、連携歯科医療機関は複数でも差し支えありません。 ○ 口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式6等により提供してください。 ○ 歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行ってください。 ○ 口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行ってください。ただし、ト及びチについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行ってください。 イ 開口の状態 ロ 歯の汚れの有無 ハ 舌の汚れの有無 ニ 歯肉の腫れ、出血の有無 ホ 左右両方の奥歯のかみ合わせの状態 ヘ むせの有無 ト ぶくぶくうがいの状態 チ 食物のため込み、残留の有無 ○ 口腔の健康状態の評価を行うに当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）及び「入院（所）中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」（令和6年3月日本歯科医学会）等を参考にしてください。 ○ 口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要に応じて介護支援専門員を通じて主治医にも情報提供等の適切な措置を講じてください。 ○ 口腔連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用し決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施してください。		平12老企36第2・2(23)
20 認知症専門ケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位 ○ 別に厚生労働大臣が定める基準について イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下この基準において「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 上記イ(2)及び(3)の基準のいずれにも適合すること。 ② 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) Ⅰ・Ⅱ	平12厚告19別表1のト 平27厚労告95第3の4

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	③ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ④ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ○ 別に厚生労働大臣が定める利用者について ア 認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定すべき利用者 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者 イ 認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定すべき利用者 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 ○ 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指し、また「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとし、ます。なお、認知症高齢者の日常生活自立度の確認に当たっては、例えばサービス担当者会議等において介護支援専門員から情報を把握する等の方法が考えられます。 ○ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用者実人員数又は利用延人員数で算定してください。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、いずれかの月で所定の割合以上であることが必要です。なお、その割合については、毎月記録するものとし、直近3月間のいずれも所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる状況が生じた旨の届出を提出しなければなりません。 ○ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとし、ます。 ○ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、登録ヘルパーを含めて、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。 また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、ます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守してください。 ○ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとし、ます。		平27厚労告94第3の2 平12老企36第2・2(24)
21 介護職員等処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護事業所が、利用者に対し、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算を算定しません。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 上記1から20までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 上記1から20までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 上記1から20までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 上記1から20までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数	はい・いいえ・該当なし (算定している加算の種類) Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	平12厚告19別表1のチ注1 総合事業実施要綱別記1(6) 平12厚告19別表1のチ注2

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	○ 厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 （一）当該訪問介護事業所から仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 （二）当該訪問介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められた者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 ② 当該訪問介護事業所において、上記①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 ③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業所の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないがその内容について市長に届け出ること。 ④ 当該訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥ 当該訪問介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）定めていること。 （二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 （三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 （四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。 （五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 （六）（五）について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ⑩ 訪問介護費における特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 ロ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 上記イ①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 上記イ①（一）及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ニ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 上記イ①（一）、②から⑥まで、⑦（一）から（四）まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ○ 令和7年度の介護職員等処遇改善加算の内容については、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」（令和7年2月7日老発0207第5号厚生労働省老健局長通知）を参照してください。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平27厚労告95第4号 平12老企36第2・2(25)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等							
22 訪問介護のサービス種類相互の算定関係	(1) 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護もしくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護もしくは複合型サービスを受けている間は、訪問介護費を算定しないこととしていますか。 (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対して、通院等乗降介助の提供を行った場合は、所定単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表1の注17							
第4-1 第1号訪問事業費の算定及び取扱い										
1 基本報酬	(1) 利用者に対して、訪問介護員等が、訪問型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1月にそれぞれ所定単位数を算定していますか。 ① 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき） ア 1週に1回程度の場合 1,176単位 イ 1週に2回程度の場合 2,349単位 ウ 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位 ② 1月当たりの回数を定める場合（1回につき） ア 標準的な内容の指定訪問型サービスである場合 287単位 イ 生活援助が中心である場合 （ア）所要時間20分以上45分未満の場合 179単位 （イ）所要時間45分以上の場合 220単位 ウ 短時間の身体介護が中心である場合 163単位	はい・いいえ・該当なし	総合事業実施要綱別記1(1)(2)							
2 加算	初回加算、生活機能向上連携加算、口腔連携強化加算、介護職員等処遇改善加算については、訪問介護の加算要件を準用して算定していますか。 ○ 算定している加算を選択してください。 <table border="1"> <tr> <td>☐</td><td>初回加算</td><td>☐</td><td>口腔連携強化加算</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>生活機能向上連携加算</td><td>☐</td><td>介護職員等処遇改善加算</td></tr> </table>	☐		初回加算	☐	口腔連携強化加算	☐	生活機能向上連携加算	☐	介護職員等処遇改善加算
☐	初回加算	☐	口腔連携強化加算							
☐	生活機能向上連携加算	☐	介護職員等処遇改善加算							
3 第1号訪問事業のサービス種類相互の算定関係	(1) 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は算定していませんか。 (2) 利用者が一の指定第1号訪問事業所においてサービス提供を受けている間は、当該事業所以外の指定第1号訪問事業所がサービス提供した行った場合に、訪問型サービス費は算定していませんか。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	旧予防報酬基準別表1注7 旧予防報酬基準別表1注8							